

令和4年度 第1号
令和4年6月
研究推進・地域連携センター

立正大学における研究不正防止に関する啓発活動の一環として、本学における取組や不正発生要因に対する対応等を定期的にお知らせいたします。

令和4年6月22日に立正大学不正防止推進委員会が開催されました。その中で、不正防止推進委員会として策定された計画や見解が定められた内容をご報告いたします。

●令和4年度不正防止計画策定について

「令和3年度不正防止計画」の実施状況を確認したのち、「令和4年度不正防止計画」の策定について確認が行われ、不正防止推進委員会内で了承されました。

「令和4年度不正防止計画」は立正大学研究推進・地域連携センターホームページ内でも公表されます。

●不正防止に向けた取組の徹底を促す文書について

令和4年6月20日開催の役員会において「不正防止に向けた取組の徹底について（依頼）」が承認されたことについて報告がなされました。これは本学の最高管理責任者である望月理事長と統括管理責任者である寺尾学長の名のもとに、本学における研究不正、研究費不正使用の根絶に対する決意を表明するとともに研究倫理教育、コンプライアンス教育・啓発活動を続けていくことを宣言する内容となっております。

●研究倫理教育の受講頻度について

本学では研究倫理教育の受講頻度を「5年に1度以上」としてアナウンスを続けてきましたが、平成27年に日本学術会議が発出した「科学研究における健全性の向上について」を参考にして、改めて本学での研究倫理教育の受講頻度を「5年に1度以上」と同意委員会にて見解が定められました。

本学では研究倫理教育として Aprin という e ラーニングシステムを導入しております。また、Aprin 以外では日本学術振興会が運営している研究倫理 e ラーニングコース「eL CoRE」もございますので、積極的なご受講をお願い申し上げます。

研究倫理教育

- ・ Aprin : <https://edu.aprin.or.jp/>
- ・ eL CoRE : <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

● 公的研究費による会議会合費の上限について

公的研究費による会議会合費において、飲酒を伴う打合せについては日本学術振興会においても支出を行わないようルールが定められており、本学でもそのような支出は行っていませんでしたが、会議会合費の支出に関して金額の上限等を定めておらず、飲酒を伴う打合せの可能性がある支出を抑止する対策が十分でなく、不正発生要因になり得ると判断し、公的研究費による会議会合費の上限を 2,000 円とすることを不正防止推進委員会内での見解として定められました。

● 公的研究費取扱要領の発行

立正大学では毎年「公的研究費取扱要領」を作成しております。公的研究費における経費執行の際に、ご活用いただけますようお願い申し上げます。また、経費執行に関してご不明な点等ございましたら、各所属キャンパスの研究推進・地域連携課までご連絡ください。

研究推進・地域連携センターHP に、公的研究費取扱要領が掲載されております。

センターHP : <https://rpra.ris.ac.jp/role/research/>



【本件担当】総務部 研究推進・地域連携課
品川キャンパス
〒141-8602 東京都品川区大崎4-2-16
電話：03-3492-8152
熊谷キャンパス
〒360-0194 埼玉県熊谷市万吉 1700
電話：048-536-6019
共通メールアドレス：shien@ris.ac.jp